

秋市選管告示第6号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年1月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰り下げる）
イオンモール秋田	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰り下げる）
秋田市北部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰り上げる）
秋田市西部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰り上げる）
秋田市雄和市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げる）
秋田市岩見三内連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げる）
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げる）
秋田大学手形キャンパス	午前11時から午後5時まで (2時間30分繰り下げる、3時間繰り上げる)